

○ 市町村サービス一覧【海陽町】

【注意事項】

- この表は、令和6年10月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年10月1日現在
（随時更新中）

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	納税証明書等の発行	パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、配偶者と同様に申請ができる。		○		税務出納課	73-4153	
2	被災証明書の交付	パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、配偶者相当の扱いとし、申請に伴う委任状の提出を不要として、被災証明書を交付する。		○		税務出納課	73-4153	
3	町営墓地の使用・承継	町営墓地においてパートナーを一緒にの墓地に埋葬できるほか、墓地の使用権をパートナーに承継できる。		○		住民環境課	73-4152	
4	町営住宅の入居申込	パートナーシップ関係にある二人を事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、町営住宅の入居申込を可能とする。ただし、他に収入等の入居要件あり。		○		住民環境課	73-4152	
5	母子健康手帳の交付	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請できる。		○		子どもあゆみ保健課	73-4313	
6	多子世帯給食費助成、多子世帯中学校卒業祝金	パートナーシップ関係にあることを宣誓することにより、多子世帯とみなされる場合は助成対象とする。		○		教育委員会	73-3111	
7	災害時の安否情報の提供について	照会者は、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供する。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示	○		長寿福祉人権課	0884-73-4312	